

第5次  
千葉県LPガス料金負担軽減支援事業助成金  
【Q & A】

制定 令和8年1月20日

【お問い合わせ窓口】  
公益社団法人 千葉県LPガス協会 千葉県支援事業部  
TEL : 043-306-4206  
Mail : chibalpg@chiba-shien.com

## 目 次

Q 1 値引きの対象は誰か。-----	1
Q 2 「千葉県外」のＬＰガス販売事業者等が「千葉県内」の一般消費者等にＬＰガスを供給している場合は、支援対象となるか。-----	1
Q 3 事業所で使用している場合も、支援対象となるか。-----	1
Q 4 コミュニティーガス（旧簡易ガス）は、支援対象となるか。-----	2
Q 5 国又は地方公共団体が管理する施設は、支援対象となるか。-----	2
Q 6 1世帯に複数メーターを取り付けている場合は、それぞれ支援対象になるか。-----	2
Q 7 ＬＰガス料金を入居者がアパートの家主（大家）に支払っている場合は、支援対象となるか。-----	3
Q 8 支援対象期間の途中に転出入があった場合は、支援対象となるか。----	3
Q 9 登録ガス小売事業者（ガス事業法第3条の登録を受けた者（旧簡易ガスみなし小売事業者を含む））が、支援事業を実施する場合は、ガス事業法の手続きは必要となるか。-----	3
Q 10 交付申請書に添付する請求書（写）等を紙ベースで保管していない場合は、どのように対応すれば良いか。-----	4
Q 11 支援対象外の一般消費者等に値引きをしてしまった場合は、助成金を返還することになるか。-----	4
Q 12 支援を受けるために、一般消費者等は手続きが必要となるか。----	4

Q 1

値引きの対象は誰か。

A 1

- 支援の対象となるのは、千葉県内で L P ガスの供給を受ける液化石油ガス法第 2 条第 2 項で規定される一般消費者等です。
- 一般消費者等とは、液化石油ガスを燃料として生活の用に供する一般消費者及び液化石油ガスの消費の態様が一般消費者が燃料として生活の用に供する場合に類似している者であって政令で定めるものをいいます。
- なお、政令で定めるものは以下のとおりです。
  - ・液化石油ガスを暖房若しくは冷房又は飲食物の調理のための燃料として業務の用に供する者
  - ・液化石油ガスを蒸気の発生又は水温の上昇のための燃料としてサービス業の用に供する者（旅館業、クリーニング業、理容業、美容業、浴場業、医療保健業等）

Q 2

「千葉県外」の L P ガス販売事業者等が「千葉県内」の一般消費者等に L P ガスを供給している場合は、支援対象となるか。

A 2

- 支援の対象となります。

Q 3

事業所で使用している場合も、支援対象となるか。

A 3

- 業務用として、次のとおり使用する場合も、支援対象となります。
  - ・冷暖房のための燃料として使用している場合。
  - ・飲食物の調理（船舶、鉄道車両及び航空機内におけるものを除く）のための燃料として使用している場合。

Q 4

コミュニティーガス（旧簡易ガス）は、支援対象となるか。

A 4

- 支援対象となります。

Q 5

国又は地方公共団体が管理する施設は、支援対象となるか。

A 5

- 市町村役場、県庁舎など国又は地方公共団体が管理する施設は支援対象外です。

- しかし、次の場合は支援対象となります。

- ・指定管理者により運営されている施設
  - ・独立行政法人や国立大学法人が管理している施設
  - ・公民館などで住民がLPGガス使用契約を締結し、住民が使用料を支払っている場合
  - ・県営住宅、公務員住宅、駐在所など「生活の用に供する」の場合で、入居者がLPGガス使用契約を締結し、料金を支払っている場合
  - ・施設利用者が利用料金を払って利用する施設（運動施設、美術館等）
  - ・直接住民の用に供する施設（幼稚園・保育園、小中学校、高等学校、病院、図書館等）

- ご不明な点がある場合は、協会にご連絡ください。

Q 6

1世帯に複数メーターを取り付けている場合は、それぞれ支援対象となるか。

A 6

- 「契約ごと」に値引きの対象としますので、それぞれが支援対象となります。

- 複数メーターを取り付けている場合は、契約（ガスマーター）ごとに値引きを実施してください。

- 2世帯住宅など、同一敷地内であっても、世帯ごとにガスマーターを有し、契約を行っていれば、それぞれの世帯が値引き対象となります。

**Q 7**

L P ガス料金を入居者がアパートの家主（大家）に支払っている場合は、支援対象となるか。

**A 7**

- 原則として、L P ガス販売事業者と消費契約をしている家主（大家）は支援事業の対象となります。しかし、消費契約を締結していない一般消費者は、原則として対象となりません。
- 入居者が L P ガス料金をアパートの家主（大家）に支払っている場合は、個別の状況に応じて判断しますので、千葉県 L P ガス協会にご連絡ください。

**Q 8**

支援対象期間の途中に転出入があった場合は、支援対象となるか。

**A 8**

- 支援対象になります。
- ただし、転出入により複数回の検針を実施する場合は、いずれか 1 回分の検針を値引き対象としてください。

**Q 9**

登録ガス小売事業者（ガス事業法第 3 条の登録を受けた者（旧簡易ガスみなし小売事業者を含む））が、支援事業を実施する場合は、ガス事業法の手続きは必要となるか。

**A 9**

- 今回の値引きについて、ガス事業法第 14 条及び第 15 条に基づく供給条件の説明義務及び書面交付義務が発生します。
- また、経過措置団地をお持ちの事業者におかれましては、指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件で供給するため、特別供給条件認可申請が必要となります。
- 詳細については、関東経済産業局ガス事業課（電話 048-600-0414）までお問い合わせください。

**Q 1 0**

交付申請書に添付する請求書（写）等を紙ベースで保管していない場合は、どのように対応すれば良いか。

**A 1 0**

- 請求書の「画面コピー」または「スクリーンショット」を提出してください。
- 請求書（写）等がない場合は、協会が販売事業所に直接訪問するなどにより請求内容等を確認させていただきます。

**Q 1 1**

支援対象外の一般消費者等に値引きをしてしまった場合は、助成金を返還することになるか。

**A 1 1**

- 支援対象外の一般消費者等については、助成金の交付対象外となります。
- 支援対象外の一般消費者等の値引きが判明した場合は、速やかに協会にご連絡ください。

**Q 1 2**

支援を受けるために、一般消費者等は手続きが必要となるか。

**A 1 2**

- 一般消費者等は、手続きや申請などをする必要はありません。